

大個審答申第 87 号
平成 28 年 12 月 12 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表 1 及び別表 2 の（い）欄により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った別表 1 及び別表 2 の（け）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 訂正請求

異議申立人は、別表 1 及び別表 2 の（う）欄に記載の年月日に、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 28 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表 1 及び別表 2 の（え）欄から（か）欄に記載の旨の訂正請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求について、本件各請求に係る保有個人情報（以下「本件各情報」という。）の訂正を行わない理由を別表 1 及び別表 2 の（こ）欄に記載のとおり付して、条例第 32 条第 2 項に基づき、本件各決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表 1 及び別表 2 の（さ）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表の（し）欄に記載のとおりである。

第4 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 争点

実施機関は、本件各請求について、本件各決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件各決定を取り消すべきであるとして争っている。

したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件各情報について、実施機関が訂正を行う義務の有無である。

3 本件各決定の妥当性について

- (1) 条例第28条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないとき、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

ここで、「内容が事実でないとき」とは、訂正請求の対象が「事実」であることを明らかにするものであり、「事実」とは、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積等客観的に判断できる事項をいうものと解される。

- (2) 別表1の（け）欄に記載の決定の妥当性について

別表1の（え）欄から（か）欄に記載の旨の訂正請求において異議申立人が訂正を求めている保有個人情報は、実施機関が異議申立人に行った行政処分に係る通知書及び実施機関が異議申立人に行った行政処分に対する不服申立てに関して実施機関が作成した文書に記載された当該行政処分に係る理由や判断であり、いずれも実施機関等がその判断に基づき記載する、実施機関等の判断、見解、評価等に係るものであって、これらは条例第28条第1項に規定する「事実」には該当しない。

- (3) 別表2の（け）欄に記載の決定の妥当性について

別表2の（え）欄から（か）欄に記載の旨の訂正請求において異議申立人が訂正を求めている保有個人情報は、実施機関が異議申立人あてに送付した市民の声（実施機関に寄せられた意見等について、実施機関の担当部署において回答又は供覧を行う制度）の回答文書や生野区の異議申立人に対する対応の経過を福祉局が確認した内容の記録に記載された実施機関の見解であり、いずれも実施機関等がその判断

に基づき記載する、実施機関等の判断、見解、評価等に係るものであって、これらは条例第 28 条第 1 項に規定する「事実」には該当しない。

4 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部真裕、委員 島田佳代子、委員 長谷川佳彦、委員 金井美智子